

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年6月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500639 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600016 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 30 年 12 月 28 日の標準賞与額を 32 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 28 日

年金事務所から、A 事業所に勤務する期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

預金通帳を見ると、請求期間である平成 30 年 12 月 28 日に厚生年金保険料控除後の賞与に係る振込が確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が経営する診療所を統合した B 事業所から提出された、請求者に係る冬期賞与分賞与支給・控除一覧表及び請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 32 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は、A 事業所が請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500663 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600017 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 17 年 7 月
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日
⑥ 平成 18 年 7 月
⑦ 平成 18 年 12 月
⑧ 平成 19 年 7 月
⑨ 平成 19 年 12 月

日本年金機構からの案内により、賞与の記録を調べたところ、A 社における請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①から⑨までの各期間について、賞与が支払われ、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかしながら、A 社は既に破産手続廃止の決定が確定しているところ、同社の破産手続廃止時の事業主からは、請求者の請求期間①から⑨までの各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について回答が得られない上、同社の破産管財人が保管している破産手続資料の中に請求者の当該各期間に係る賞与支払の事実を確認できる資料は見当たらないことから、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料控除の状況を確認又は推認することができない。

また、請求者から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 16 年度住民税特別徴収税額の通知書からは、平成 15 年に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、請求者の請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない上、請求期間③から⑨までの期間における住所地の B 市は、請求者の当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする複数の金融機関の担当者は、請求期間①から⑨までの各期間に係る取引記録は保存期間経過のため確認できない旨陳述しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑨までの各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から⑨までの各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。